

平成22年度新分野進出等アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)は、民間事業活動の発掘及び具体化に対する支援として、地域企業の新分野進出など、地域振興に資する民間事業活動を促進しようとする都道府県及び市区町村(以下「地方公共団体」という。)の要請に応じ、当該事業に関する専門家をアドバイザーとして派遣し、各種の指導・助言を行う。

(派遣の対象)

第2条 新分野進出等アドバイザー派遣事業(以下「本事業」という。)の対象とする事業は、次に掲げる民間事業に関わるものとする。

(1) 民間単独事業

民間事業者の新製品の開発や販路開拓などの新分野進出等事業で、地方公共団体がアドバイザーの派遣を適当と認める事業

(2) 共同事業

地域振興のために地方公共団体が民間事業者(任意団体を含む。)とともに事業化を構想・企画している事業

2 アドバイス対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 民間単独事業

新分野進出等を図る民間事業者

(2) 共同事業

当該事業に携わる地方公共団体職員及び民間事業者等

(アドバイザーの選任)

第3条 アドバイザーは、民間単独事業の場合は民間事業者と協議の上、共同事業の場合は地方公共団体と協議の上、財団が選任するものとする。

(派遣人数及び回数)

第4条 本事業での派遣人数及び回数は、1件につき原則として5人回を限度とする。

2 前項の場合において、1回当たりの派遣日数は、原則として2日以内とする。

(派遣の時期)

第5条 本事業の派遣の時期は、原則として、派遣事業として採択された日から平成23年2月末日までとする。

(経費の負担)

第6条 本事業の派遣に要する経費(アドバイザーへの謝金・旅費等)は、原則として財団が全額負担し、財団からアドバイザーへ直接支払う。

(派遣の申込)

第7条 本事業の利用を希望する地方公共団体は、「新分野進出等アドバイザー派遣申込書」(民間単独事業の場合は様式第1、共同事業の場合は様式第2)を、都道府県

及び政令指定都市については直接、その他の市区町村については都道府県を通じて財団に提出する。

- 2 民間単独事業の場合は、地方公共団体は、アドバイザーの派遣を希望する民間事業者から上記申込書の提出を受け、派遣を適当と認める場合に「新分野進出等アドバイザー派遣申込推薦書」（様式第3）とともに提出するものとする。
- 3 財団への申込締切は、平成22年2月12日と平成22年5月20日の年2回とする。

（採択）

第8条 財団は、申込締切後すみやかに派遣対象事業を採択し、その結果を申込のあった地方公共団体に通知する。民間単独事業の場合、通知を受けた地方公共団体は、民間事業者へ通知するものとする。

- 2 財団は、政令指定都市以外の市区町村に対して通知をしたときは、都道府県に対しても連絡を行うものとする。
- 3 採択件数は、予算の範囲内において、アドバイザー派遣を15件程度とする。

（アドバイス等の実施）

第9条 採択後の財団の事務連絡は、民間単独事業の場合は民間事業者と、共同事業の場合は派遣先地方公共団体と直接行うものとする。

- 2 採択を受けた民間事業者又は地方公共団体は、採択後すみやかに「新分野進出等アドバイザー受入計画書」（様式第4）を財団に提出し、派遣に向けた調整を財団と行うものとする。
- 3 財団は、アドバイザーを派遣するに当たっては、その指導状況等を把握するため、事業実施時に必要に応じて職員を派遣する。

（受入結果報告）

第10条 地方公共団体は、対象事業に係る各回のアドバイザー受入後2週間以内に、「新分野進出等アドバイザー受入結果報告書」（様式第5）を財団に提出する。なお、民間単独事業の場合、地方公共団体は、民間事業者から上記報告書の提出を受けて財団に提出するものとする。

- 2 最終の回のアドバイザーの受入に係る前項の報告書を提出する場合には、「新分野進出等アドバイザー受入後の成果報告書」（様式第6）を併せて財団に提出するものとする。

（アドバイザーによる実施報告）

第11条 アドバイザーは、対象事業に係る各回のアドバイス実施後2週間以内に、「新分野進出等アドバイザー実施報告書」（様式第7）を財団に提出する。

（調査等への協力）

第12条 財団は、必要に応じ、事業実施後の状況等について、地方公共団体及び事業者へ報告を求め、また調査を行うことができるものとする。この場合、翌年度以降であってもアドバイザーを派遣することがあるが、派遣に要する経費は、原則として財団が全額負担する。

- 2 派遣を受けた民間事業者は、アドバイザーが、アドバイス等の内容を財団へ報告することについて同意するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 アドバイザーは、本事業により知り得た企業等の情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

2 民間単独事業の場合、財団は、必要に応じアドバイザーとの間で機密保持に関する措置をとるものとする。

(コーディネーターの委嘱)

第 14 条 財団は、本事業の円滑な推進を図るため、専門家をコーディネーターとして委嘱する。

2 財団は、派遣対象事業の採択や、アドバイザーを財団が選任するにあたり、コーディネーターに助言を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。